

清里地区の人口と世帯

男	1753人	(±0)
女	1853人	(-2)
人口	3606人	(-2)
世帯	1504世帯	(+4)

〈令和4年3月末日現在( )は前月比〉



※ いずれの講座も新型コロナウイルス感染症の影響により、講座を中止する場合があります。



子育て支援事業  
■はじめての子育  
いっしょに学びませんか  
5/6金から受付開始

初めての赤ちゃんの子育ては悩みや不安がいっぱい。0歳児の子育てをするママたちが集まり、子育て仲間になって育児に必要な知識を学べる参加型の「ベビープログラム(愛称「BP」)を開催します。■日時 6月24日、7月1日、7月8日、7月15日(いずれも金曜日) 午前10時～正午 ■会場 清里公民館和室 ■対象 前橋市在住2か月～5か月児(令和3年12月25日～令和4年4月24日生まれ)の第一子とその母親 ■講師 前橋市子育て支援課職員(BPファシリテーター)

■受講料 1,026円(テキスト代) ■定員 12組(先着順) ■申込み 5月6日(金)から受付開始、清里公民館市民サービスセンターへお電話で ☎027(251)9005

清里公民館講座のお知らせ

青少年体験 チャレンジ活動事業  
■段ボールでカホンを作ろう  
キッズ・カホン講座

カホンは、木製で箱型の手でたたいてリズムを演奏する打楽器で、どなたにも演奏できます。講師の齋藤さんに指導してもらいながら、段ボールでカホンを作ると、楽しくカッコよく演奏する講座です! ■日時 6月12日(日) 10時00分～11時30分 ■会場 清里公民館ホール ■対象 清里地区内小学生抽選20名 ■参加費 無料 ■申し込み 6月2日(木)までに清里公民館窓口へ直接申込(清里小学校でも申込書を配布します)か、電話(平日8時30分～17時15分)、FAX、メール(上部表題の編集・発行欄を参照で申してください。学校を通じて抽選結果を通知します。

### 子ども八木節会員募集について

子ども八木節では、新規会員を募集しています。

「のびゆくこどものつどい」、「夏まつり」、「運動会」、「少年の日フェスティバル」等各地区の事業、施設訪問等に出演して、皆で楽しく八木節音頭を踊っています。揃いの法被・ねじりはちまきで伝統芸能八木節を守ろう!みんなの参加待っています。

■練習日時 毎月第2・4 水曜日 午後6時～7時

■練習場所 清里公民館ホール・和室

■持参する物 飲み物、タオル※マスク着用で、体温を測ってください。

■対象者 清里地区在住の小学生、保育所(園)または幼稚園の年長者

■お申し込み 清里公民館 ☎027(251)9005 (平日8時30分～17時15分)

### 清里公民館自主学习グループ紹介

ストレッチ運動とレクリエーションダンスで気分をリフレッシュ!!いつも今からここからスタートの気持ちで頑張っています。親子で参加も大歓迎します。関心のある方は直接教室で見学OK。

●代表者 蜂巣 敏江  
●活動日 毎週水曜日  
●活動時間 午後7時30分～9時  
●会費 年 3,000円  
●講師 吉澤 栄美子

清里公民館では様々な学習グループが活動しています。学習グループの一覧表は清里公民館に設置配布しています。また、こちらの2次元コードでも読み込めます。

学習グループのご案内

清里公民館学習グループ一覧

### きよさと子育てサロン再開のお知らせ

開催日：5月11日(水)・25日(水)  
時間：午前10時～11時30分  
場所：清里公民館 和室  
対象：就園前の乳幼児とその親  
参加費：無料(予約は要りません)  
内容：自由遊び

※水分補給のため飲物は持参してください。  
※コロナウイルス感染拡大予防のため、施設内のおもちゃは使用できません。必要に応じて持参してください。

### 今月の納税のお知らせ

## 軽自動車税

### 1期

5月31日(火)まで



### 書き損じハガキ・キャンペーンへの協力について

この度は、ユネスコ世界寺子屋運動の実施にあたり、書き損じハガキの回収にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげ様で、4,182枚の書き損じハガキと37枚の切手を集めることができ、217,812円分の切手を日本ユネスコ協会へ送付させていただきました。

皆様からの善意は、日本ユネスコ協会を通して、アジアをはじめ世界中の子どもたちが等しく学校に通えるよう、役立てたいと考えております。

今後とも、ユネスコ活動にご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。

前橋市教育委員会事務局 生涯学習課  
☎210-2198 (直通)

### 令和4年度清里地区体育協会の行事予定

月 日	行 事 (会場)
5 / 29 (日)	グラウンドゴルフ大会 (清里方面運動場)
6 / 26 (日)	ソフトバレーボール大会 (清里小学校)
8 / 21 (日)	西部地区女子バレーボール大会 (元総社中学校) ※1
10 / 2 (日)	清里地区市民体育祭 (清里小学校) ※2
11 / 13 (日)	ソフトボール大会 (清里方面運動場)
12 / 11 (日)	軽スポーツ教室 (清里小学校)
1 / 29 (日)	ボウリング大会 (エメラルドボウル)

※1 西部地区女子バレーボール大会は西部地区女子バレーボール実行委員会主催  
※2 市民体育祭は清里地区市民体育祭実施委員会主催



今年度の行事日程は、左表のとおりです。ぜひ、ご参加ください。選手の募集や詳細は、全戸配布のチラシや回覧等でご確認ください。また、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止になる場合がありますので、回覧等各種のお知らせにご注意ください。

### 地域の体育行事に参加しよう

### 図書室だより

#### 新着図書案内

#### 一般書

- 光る海(新・酔いどれ小籐次 22) 佐伯 泰英
- あきない世傳金と銀 12 高田 郁
- チェレンコフの眠り 一條 次郎
- 54字の物語∞(エイト) 氏田 雄介/編著
- かわいい我には旅をさせよ ソロ旅のすすめ 坂田 ミギー
- 私を苦しめてたのは、「素直じゃない私」だったかもしれない。 有川 真由美
- こころとからだにやさしい天然生活の料理入門
- 江戸と上毛を彩る画人たち 群馬県立近代美術館/編

#### 児童書・絵本

- マンガでよくわかるねこねこ日本史 10 そにし けんじ
- 青春サプリ。自分らしくあるために 青木 美帆
- 青春サプリ。好きだから負けたくない 田中 タ子
- 地下鉄のサバイバル 2 ゴムドリ co./文
- ドラえもん探究ワールド イヌの不思議 藤子・F・不二雄/まんが
- ほたてのひみつ 小室 栄子/まんが
- なかよしの犬はどこ? エミリー・サットン
- ようかいむらのふしぎとしゃかん たかい よしかず
- さくら こが ようこ

#### ▽休館日

- 【5月】6(金)・12(木)・19(木)・26(木)
- 【6月】2(木)・6(月)・9(木)・16(木)・30(木)
- 【蔵書整理に伴う休館】6月20日(月)~23(木)

#### ▽開館時間

- 平 日 10:00~18:00
- 土・日・祝 10:00~17:00

市立図書館清里分館 TEL253-4588

### 地域で活躍する団体紹介

#### 【前橋市消防団第七分団・女性防火クラブ】

清里地区は前橋市消防団の中の第七分団となっております。一つの部で組織されています。七分団一部の詰所が青梨子町内に、七分団一部の詰所が池端町内にあります。活動に必要な服や靴、手袋などが貸与され、火災の消火活動に限らず台風、洪水、地震といったあらゆる災害時に活動し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担うほか、のびゆく子どものついでにふれあいの広場などの地域行事への協力も行っています。

女性防火クラブは、女性のみ15名の会員で組織され、防火訓練など地域に密着した火災予防普及啓発活動を行っています。

また、消防団では前原・青梨子町の新入団員を募集しています。興味がある方は消防局 総務課(2200-4504)まで、ご連絡をお願いします。

### 粕川歴史民俗資料館令和4年度春期企画展

#### 「前橋の刀工と刀剣—前橋藩ゆかりの刀—」

- 開催日 令和4年4月28日(木)~9月4日(日) 10時~16時 (途中展示品の入れ替えあり)
- 休館日 毎週月・火(但しこの日が祝日にあたる場合は開館し、直近の平日が休館になります。なお、ゴールデンウィーク期間中の4月29日~5月8日は連日開館となります。)
- 内 容 前橋市所蔵の刀剣のうち、近年寄附を受けた刀を中心に群馬県立歴史博物館が所蔵する刀剣等も借用し、前橋藩にゆかりがある刀工の作品や旧藩士が所蔵していた刀を公開展示します。

主な展示資料 藤枝英義 刀(本市所蔵) 松平大和守家の甲冑(市重要文化財) 藤枝英義 長刀(県立歴史博物館所蔵) など  
その他 講座や展示解説会、現地見学会を予定しています。詳しくは文化財保護課へお問い合わせください。

〒371-0853  
前橋市総社町三丁目11番地4  
前橋市文化財保護課  
電話 027-280-6511  
FAX 027-251-1700



### 人権 について考える

人権とは誰もが生まれながらに持っている自分らしく生きる権利のことです。

この権利は日本国憲法によってすべての国民に保障されています。しかし、現実にはさまざまな偏見やいわれのない差別により人権侵害が起こっています。

私たちは、他人の基本的な人権を互いに尊重しあうとともに、それを自分たちの手で守り育てていかなければなりません。

今もあるさまざまな偏見や差別問題を通して、人権の問題について考えてみましょう。

【女性】男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、例えば「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。

また、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、職場におけるセクシャルハラスメントや、いわゆるマタニティハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。

今なお、「女だから...」などと言う人がいます。女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性を、DV、性犯罪・性暴力、ハラスメント等から守る必要があります。

(法務省人権擁護冊子 『人権の擁護』から)